第四条中「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。）」を「算定政令」に改める。

附則第四条の五中「（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令（平成二十四年政令第七十五号）による改正前の算定政令第五条第七項に規定する組合別財政力指数をいう。以下この条において同じ。）」を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十三年度分の補助金から適用する。

○農林水産省令第十一号

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十一号）の施行に伴い、農林水産省の職員が検査の際に携帯する身分証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月十一日　農林水産大臣　林　芳正

農林水産省の職員が検査の際に携帯する身分証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令

農林水産省の職員が検査の際に携帯する身分証明書の様式を定める省令（平成十四年農林水産省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第十四号中「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に改める。

附　則

この省令は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年四月一日）から施行する。

告　示

○総務省告示第百十六号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項前段の規定に基づき、平成十二年自治省告示第百六号（予算科目に係る補助金のうち補助事業者が市町村であるものの交付に関する事務を都道府県の知事が行うこととした件）の一部を次のように改正し、平成二十四年度分の補助金等から適用する。ただし、平成二十三年度以前の予算により支出された補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

平成二十五年三月十一日　総務大臣　新藤　義孝

本文中「第十七号」を「第十八号」を「第十四号」に改める。

表の上欄中第二号から第六号までを削り、第七号を第二号とし、第八号から第十二号までを五号ずつ繰り上げ、第十三号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九　防災情報通信設備整備事業交付金

表の上欄中第十四号を第十号とし、第十五号から第十八号までを四号ずつ繰り上げる。

表の下欄第六号中「地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金、地域活性化・生活対策臨時交付金、地域活性化・公共投資臨時交付金、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、地域活性化・きめ細かな臨時交付金及び」を削る。

○総務省告示第百十七号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、昭和三十五年自治省告示第十五号（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務を消防庁長官に委任した件）の一部を次のように改正し、平成二十四年度分の補助金等から適用する。

平成二十五年三月十一日　総務大臣　新藤　義孝

表の上欄中第十四号を第十五号とし、第九号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九　防災情報通信設備整備事業交付金

○法務省告示第九十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月十一日　法務大臣　谷垣　禎一

第二号イの表株式会社大西製作所の項を削り、同表株式会社東北シモンの項中「東京都文京区本郷三丁目二十番一号」を「東京都中央区日本橋茅場町三丁目三番一号」に改め、同表株式会社福岡の項を削る。

第二号ロの表に次のように加える。

有限会社渥美工務店	岩手県岩手郡滝沢村滝沢字土沢三百十番地三十三	とび
株式会社田村工務店	福島県田村市船引町芦沢字細田九十四番地の十一	型枠施工
久保田鋳工株式会社	群馬県伊勢崎市波志江町二千三百七十番地一	鋳造
株式会社テクノアウター	群馬県沼田市町田町二百五十七番地	溶接
コアキャスト株式会社	埼玉県川口市北原台三丁目八番四十一号	鋳造
株式会社大西製作所	東京都荒川区荒川二丁目十八番七号	金属プレス加工
月井精密株式会社	東京都日野市平山三丁目十一番地五	機械加工
株式会社協和工務店	神奈川県横浜市南区清水ケ丘二百三十四番地	型枠施工
株式会社福岡	福井県鯖江市新横江一丁目四番四号	鉄工
有限会社手塚製作所	長野県上田市常田一丁目六番三号	工場板金
株式会社インテック	静岡県浜松市南区三島町千四百三十六番地の一	仕上げ

○法務省告示第百号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、いれを許可する。

平成二十五年三月十一日　法務大臣　谷垣　禎一

住所　和歌山県有田市初島町浜1769番地1
徐英毅　昭和51年2月14日生

住所　香川県高松市木太町3114番地1
林征樹　昭和63年3月20日生

住所　愛知県大府市吉川町1丁目110番地
李明姫　昭和40年10月28日生

趙秀豪　平成7年10月12日生

住所　山梨県甲府市下河原町3番38―401号
于麗紅　昭和56年12月8日生

王文傑　平成17年9月6日生

王文英　平成19年3月25日生

住所　東京都新宿区百人町2丁目18番15―206号
モハマド・アノアール・ホサイン　昭和55年3月1日生

住所　東京都足立区扇1丁目29番18号
ファン・ティ・バオ・ハン　昭和52年10月7日生

住所　東京都豊島区南大塚1丁目51番11号
ハン・トゥー・アウン　昭和60年1月18日生

住所　東京都大田区西糀谷4丁目20番1―302号
ソピア・カマル　昭和54年4月23日生

住所　東京都板橋区桜川3丁目8番18―302号
劉翔　昭和55年10月23日生

劉漢研　平成21年7月12日生

住所　さいたま市中央区本町西4丁目17番21―1008号
張暉皴　昭和54年6月27日生

住所　北海道小樽市オタモイ3丁目13番1号
シャヒッドゥ・カマル　昭和35年12月25日生

住所　東京都小平市花小金井南町3丁目34番42―7号
李麗華　昭和55年12月22日生